

【Q&A】 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金

区分	No.	質 問	回 答
対 象 と な る 施 設 ・ 事 業 所 に つ い て	1	さいたま市(川越市、川口市、越谷市)に所在する事業所だが、補助金を申請することはできるか。	政令市、中核市に所在する事業所は対象となりません。
	2	本社所在地が他県でも対象になるか。(事業所は埼玉県内)	なります。
	3	公設民営の指定管理施設も対象となるか。	公設民営の指定管理施設は対象となりません。市町村の直営施設も対象となりません。
	4	令和7年4月1日からサービス提供を開始した。対象となるか。	対象となりません。「令和7年3月1日現在においてサービスを提供していること」が条件となりますので、令和7年3月2日以降にサービス提供を開始した施設・事業所は対象となりません。
	5	現在、諸事情でサービス提供を休止している。対象となるか。	対象となりません。「交付申請日において休止し、又は廃止していないこと」が条件となります。
	6	地域密着型サービス事業所は対象となるか。	対象となります。
	7	空床利用型の短期入所生活介護(短期入所療養介護)を実施している。対象となるか。	空床利用型の場合、本体施設(特養や老健など)の定員と重複しますので、対象外です。
	8	特定施設入居者生活介護は対象となるか。	基となる施設種別(軽費老人ホーム、有料老人ホームなど)の区分で申請してください。
	9	保健医療機関・保険薬局のみなし指定を受けている医療機関は対象となるか。	対象となりません。
	10	同じ建物に、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)と通所介護(デイサービス)、居宅介護支援事業所が併設されている。それぞれの施設・事業所について対象となるのか。	それぞれの施設・事業所について対象となります。
	11	介護予防通所リハビリテーションは対象となるか。	介護予防通所リハビリテーションなど、介護予防サービスについては対象となりません。
	12	総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)は対象となるか。	対象となりません。
	13	都市ガスとプロパンガスの両方を使用している場合はどうすればよいのか。	使用量が多い種別で申請してください(請求額ではないのでご注意ください)。
	14	ガスを使用していない場合はどの区分で申請したらよいか。	以下の区分により申請をしてください。 申請の際には、申請書類等と併せてガスの契約がない旨の申出書をご提出ください。 【ガス未使用の場合の申請区分】 ・入所系:プロパンガス等 ・通所系:都市ガス等 ・訪問系:プロパンガス等 【必要書類】 ①日付 ②宛先(埼玉県知事宛て) ③申請法人名、代表者氏名 ④ガスの契約をしていないため、ガス契約の種別を証明する書類を提出することが困難である旨

区分	No.	質 問	回 答
補助単価について	15	訪問系事業所のガソリン区分はどのように算出したらよいか。	<p>申請書類の「訪問系のガソリン区分計算表(別紙1-4)」を使用し計算をしてください。 (ガソリン区分①又は④で申請いただく場合は本様式の提出は不要です) 移動距離の確認方法を以下に例示します。</p> <p>【例1】 (1)自動車のメーター等で各職員の令和7年3月における総移動距離を確認する。 (2)各職員の常勤換算数及び勤務日数を算出 (3)「訪問系のガソリン区分計算表(別紙1-4)」の「3 計算表」に必要事項を職員別に入力 (4)「訪問系のガソリン区分計算表(別紙1-4)」の「2 ガソリン区分判定表」に記載されたガソリン区分により申請を行う。</p> <p>【例2】 (1)令和7年3月における各職員の訪問ルートを確認する。 (事業所→A宅→B宅→C宅→事業所など) (2)地図アプリ等でルート移動距離を確認する。 (3)訪問ルート移動距離×ルート使用回数で事業所の職員の総移動距離を算出 (4)事業所における介護職員等の総常勤換算数と延べ勤務日数を算出 (5)「訪問系のガソリン区分計算表(別紙1-4)」の「3 計算表」の「計」欄に算出した必要事項を入力 (6)「訪問系のガソリン区分計算表(別紙1-4)」の「2 ガソリン区分判定表」に記載されたガソリン区分により申請を行う。</p> <p>※「訪問系のガソリン区分計算表(別紙1-4)」による以外の方法により介護職員等の移動距離を算出した場合は、その算出方法及び算出結果を件に提出してください。その場合は「訪問系のガソリン区分計算表(別紙1-4)」の提出は不要です。</p>
	16	電気・ガスの種別や食事の提供の有無を証明する書類とは具体的にはどのようなものか。	検針票・契約書・施設のパンフレットなど、電気ガスの種別や食事の提供の有無に係る記載があるものをご提出ください。
併給について	17	市区町村においても物価高騰対策事業があるが、本事業の補助金とどちらも支給を受けることができるか。	本事業では補助金の対象経費を定めていませんので可能です。ただし、市町村の方で給付制限があることが考えられますので御注意ください。
	18	交付決定後に新たに市町村の同様の補助金に申し込みをした場合、返還となるか	併給可能な補助金ですので、返還の必要はありません。ただし、市町村の方で給付制限があることが考えられますので御注意ください。
申請手続きについて	19	FAXによる申請は可能か。	FAXによる申請には対応していません。原則として申請フォームから申請してください。
	20	申請は施設・事業所単位か、法人単位か。	原則は法人単位ですが、会計処理上の理由などがあれば、事業所単位や拠点単位での申請も可能です。
	21	介護保険事業所番号を複数持っている事業所(複数の介護保険サービスを提供)であるが、事業所番号ごとに申請の必要があるか。それともまとめて申請することは可能か。	「申請額算出内訳」にそれぞれの事業所を記入し、まとめて申請してください。この場合、「事業開始を確認できる書類」はそれぞれの番号分を添付してください。
	22	申請の名義は法人代表者、施設・事業所の責任者のいずれか。	法人代表者名義です。事業所単位や拠点単位で申請する場合も、申請書の申請者欄には法人代表者の職氏名を記載してください。
	23	光熱費や食材料費を支出した証拠書類を提出する必要はあるか。	電気・ガスの契約の種別や食事の提供の有無に係る証拠書類の提出は必要となりますが、支出したことの証拠書類の提出は不要です。提出は不要ですが、各施設・事業所で支出したことの証拠書類の保管をお願いします。
	24	「事業開始を確認できる書類」は何を提出すればよいか。	<p>【介護保険法の指定(許可)を受けている場合】 →所轄庁から交付された指定書の写し</p> <p>【その他の施設】 →所轄庁から交付された認可書、許可書、届出受理通知の写し</p>
	25	事業開始時の最初の指定書が見当たらない。現在有効な更新後の指定書でもよいか。	更新後の指定書で結構です。
26	「事業開始を確認できる書類」が散逸してしまい、提出できない。どうすればよいか。	提出できない理由及び事業開始年月日を任意様式に記載し、それ以外の申請書類とともにご提出ください。	
27	申請から補助金が交付されるまで、どのくらい日数がかかるのか。	申請いただいた補助金については、令和7年6月下旬～7月上旬に支給予定です。申請をいただいても、申請書類の審査完了までに時間を要した場合は前記の期間に支給ができない場合があります。	

区分	No.	質 問	回 答
	28	複数の口座に分けて入金してもらうことはできるか。	1つの申請で指定できる入金口座は1口座のみです。 口座を分ける必要がある場合は、申請も別々に行ってください。
	29	同じ施設・事業所が、複数回補助を受けることはできるか。	補助金を受けることができるのは1回限りです。
	30	支払先の口座に法人名義ではない口座を指定することは可能か。	可能ですが、事務局から個別に確認の連絡を入れさせていただく場合があります。